

議 事 録

会議の名称	平成29年度登米市農業委員会第7回総会																								
開催日時	平成29年10月25日（水） 午前10時 開会 午後零時30分 閉会																								
開催場所	中田庁舎3階 旧議場																								
議長の名氏	高橋 清範 会長																								
出席者 （委員） の氏名	<table border="0"> <tr> <td>1番 尾 張 勝</td> <td>2番 鈴 木 巖</td> <td>3番 田 島 幹 雄</td> </tr> <tr> <td>4番 豊 澤 啓 司</td> <td>5番 芳 賀 秀 二</td> <td>6番 柴 崎 専 一</td> </tr> <tr> <td>7番 佐々木 まき子</td> <td>8番 阿 部 静 男</td> <td>9番 二階堂 紀 一</td> </tr> <tr> <td>10番 佐藤 久 順</td> <td>11番 佐藤 幸 治</td> <td>12番 秋 山 耕</td> </tr> <tr> <td>13番 松 野 秀 郎</td> <td>14番 上 野 栄 公</td> <td>15番 阿 部 晃 徳</td> </tr> <tr> <td>16番 門 馬 一 郎</td> <td>17番 岩 淵 勉</td> <td>18番 小野寺 義 幸</td> </tr> <tr> <td>19番 櫻 井 利 光</td> <td>20番 三 塚 芳 毅</td> <td>21番 浅 野 和 宏</td> </tr> <tr> <td>22番 鈴 木 泰 子</td> <td>23番 五十嵐 幸 喜</td> <td>24番 高 橋 清 範</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（は、欠席委員 は、遅参）</p>	1番 尾 張 勝	2番 鈴 木 巖	3番 田 島 幹 雄	4番 豊 澤 啓 司	5番 芳 賀 秀 二	6番 柴 崎 専 一	7番 佐々木 まき子	8番 阿 部 静 男	9番 二階堂 紀 一	10番 佐藤 久 順	11番 佐藤 幸 治	12番 秋 山 耕	13番 松 野 秀 郎	14番 上 野 栄 公	15番 阿 部 晃 徳	16番 門 馬 一 郎	17番 岩 淵 勉	18番 小野寺 義 幸	19番 櫻 井 利 光	20番 三 塚 芳 毅	21番 浅 野 和 宏	22番 鈴 木 泰 子	23番 五十嵐 幸 喜	24番 高 橋 清 範
1番 尾 張 勝	2番 鈴 木 巖	3番 田 島 幹 雄																							
4番 豊 澤 啓 司	5番 芳 賀 秀 二	6番 柴 崎 専 一																							
7番 佐々木 まき子	8番 阿 部 静 男	9番 二階堂 紀 一																							
10番 佐藤 久 順	11番 佐藤 幸 治	12番 秋 山 耕																							
13番 松 野 秀 郎	14番 上 野 栄 公	15番 阿 部 晃 徳																							
16番 門 馬 一 郎	17番 岩 淵 勉	18番 小野寺 義 幸																							
19番 櫻 井 利 光	20番 三 塚 芳 毅	21番 浅 野 和 宏																							
22番 鈴 木 泰 子	23番 五十嵐 幸 喜	24番 高 橋 清 範																							
事務局職員 職 氏 名	<p>説明員：農業委員会事務局 事務局長 佐藤真吾、事務局次長 芳賀勝弘、局長補佐 菅原克美、局長補佐 蛇好芳則、農地管理係 主査 菊地泰弘、主査 千葉康哉、主査 鎌田智之、産業経済部 産業政策課 課長補佐 小泉 一誠、主事 阿部 慎吾</p> <p>書記：農業委員会事務局 局長補佐 蛇好芳則</p>																								
議 題	<p>議案第54号 登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について</p> <p>報告第14号 農地法第18条第6項の規定による届出について</p> <p>報告第15号 使用貸借権の合意解約について</p> <p>報告第16号 農地の現状変更届出について</p> <p>報告第17号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について</p> <p>議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第51号 非農地証明願について</p> <p>議案第52号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第53号 買受適格証明願について</p>																								
会議結果	<p>議案第54号 異議なしと意見を決定するものの、「進行番号2番、3番、5番については、既に事前着手又は、農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう指導されたい。」と付して市長に提出することに決定した。</p>																								

	<p>議案第 48 号 申請のとおり許可することに決定した。</p> <p>議案第 49 号 許可相当との意見を付すこととしたものの、進行番号 2 番については、顛末書を提出させることにした。</p> <p>議案第 50 号 許可相当との意見を付すこととしたものの、進行番号 14 番については、顛末書を提出させることにした。</p> <p>議案第 51 号 願出のとおり証明することに決定した。</p> <p>議案第 52 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 53 号 願出のとおり証明することに決定した。</p>
会議の概要	下記のとおり
会議資料	<p>平成 29 年度登米市農業委員会第 7 回総会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案書 ・ 議案書説明資料 ・ 農地法第 3 条調査書 ・ 買受適格証明願調査書 ・ 諸般の報告 ・ 登米農業振興地域整備計画変更計画書（資料 1）
発言者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議 長 (高橋会長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議 長	<p>日程第 1、「議事録署名委員の指名」をおこないます。議事録署名委員の指名は会議規則第 38 条第 2 項の規定により、7 番 佐々木 まき子 委員、8 番 阿部 静男 委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第 2、「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期を本日 1 日間としたいと思います。 これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">< 異議なしの声あり。 ></p> <p>異議なしと認めます。したがって会期は本日 1 日と決定しました。</p>
議 長	<p>日程第 3 「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。</p>

議 長	<p>日程第4 議案第54号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について」を議題とします。</p> <p>はじめに、産業経済部より制度内容について、続けて事務局から議案内容の説明を求めます。</p> <p>《産業経済部担当及び事務局説明》</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。先に第1分科会の報告をお願いいたします。</p> <p>14番 上野 栄公 委員。</p>
14番委員	<p>登米市農業委員会第1分科会に係る現地確認調査は、平成29年10月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員及び産業経済部職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>議案第54号 農業振興地域整備計画の変更について、まず、議案第54号の「除外」について報告します。</p> <p>はじめに、進行番号3番ですが、資料は変更計画書の22ページから27ページになります。</p> <p>事業計画では、南方町真ヶ沼地内の農用地を、会社事務所、駐車場、資材置場の敷地として利用するため除外するものです。</p> <p>次に、進行番号4番ですが、資料は変更計画書の28ページから34ページになります。</p> <p>事業計画では、南方町新高石前地内の農用地を、居宅新築の敷地として利用するため除外するものです。</p> <p>次に、進行番号6番ですが、資料は変更計画書の40ページから49ページになります。</p> <p>事業計画では、南方町照井地内の農用地を、建売住宅を新築する敷地として利用するため除外するものです。</p> <p>次に、進行番号7番ですが、資料は変更計画書の50ページから56ページになります。</p> <p>事業計画では、進行番号7番と同じく、南方町照井地内に、建売住宅を新築する敷地として利用するため除外するものです。</p>

これらの申請地は、農用区域以外に代替地もなく、他の農用地の利用の支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障をおよぼすおそれがないと認められます。

また、基盤整備事業は未実施又は、工事を完了してから8年以上経過しており、除外における要件をすべて満たしていると思われま

しかし、進行番号3番については、既に事業着手又は農外利用されていることから、この取扱について、各委員からのご意見をいただきたいと思

以上のとおり報告します。

平成29年10月25日

現地調査委員 14番 上野 栄 公 委員
15番 阿部 晃 徳 委員
18番 小野寺 義 幸 委員

次に、第2分科会の報告をお願いいたします。

16番 門馬 一郎 委員。

登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、平成29年10月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員及び産業経済部職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

議案第54号 農業振興地域整備計画の変更

まず、議案第54号の「用途変更」について報告します。

はじめに、進行番号1番ですが、資料は変更計画書の7ページから14ページになります。

事業計画では、登米町登米字小島長橋地内の農用地を、畜舎・育苗ハウス・ラップ置場の敷地として利用するため用途変更するものです。

次に、進行番号2番ですが、資料は15ページから22ページになります。

事業計画では、中田町宝江新井田字新姥沼地内の農用地を、農機具置場の敷地として利用するため用途変更するものです。

これらの申請地は、農用区域以外に代替地もなく、他の農用地の利用の支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障をおよぼすおそれがないと認められ、用途変更における要件を満たしていると思われま

しかし、進行番号2番については、既に事業着手又は農外利用されていることから、この取扱について、各委員からのご意見をいただきたいと思

次に、「除外」について報告します。

	<p>進行番号5番ですが、資料は35ページから39ページになります。</p> <p>事業計画では、中田町宝江新井田字新姥沼地内の農用地を、会社資材置場及び自宅の物置の敷地として利用するため除外するものです。</p> <p>この申請地は、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地の利用の支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障をおよぼすおそれがないと認められます。</p> <p>また、基盤整備事業は未実施又は、工事を完了してから8年以上経過しており、除外における要件をすべて満たしていると思われま。</p> <p>しかし、進行番号5番については、既に事業着手又は、農外利用されていることから、この取扱について、各委員からのご意見をいただきたいと思ひます。</p> <p>以上のとおり報告いたします。</p> <p>平成29年10月25日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 13番 松野 秀郎 委員 16番 門馬 一郎 委員 17番 岩淵 勉 委員</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>これより、議案第54号について、一括で質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>12番 秋山 耕 委員</p>
12番委員	<p>変更計画書35ページの「他の土地利用の規制の有無、調整経過・予定」の欄に、「農地法第5条許可申請」とあるが、既に申請されたということか。農振の除外については、農地転用申請前に済ませる必要があるのではないか。</p>
事務局	<p>転用申請については、農振除外後に行うものとしており、申請は提出されていません。申請を予定している旨、記載されているものです。</p>
12番委員	<p>紛らわしい記載ではないか。他の場合も記載するのか。</p>
事務局	<p>他の場合も予定として記載している。</p>
産業経済部	<p>この申請書式については、他法令の申請または申請予定についても記載するものとしており、事前に5条転用申請を提出しているということではありません。</p>
議長	<p>そのほかに質疑はありませんか。</p> <p>質疑がないようですが、現地調査のとおり、事前着手、農外利用の形跡がありましたので、顛末書の提出等の意見をいただきたいと思ひます。</p>

<p>議 長</p>	<p>《顛末書聴取の意見あり》</p> <p>これで議案第 54 号の質疑を終わります。 これから議案第 54 号を採決します。</p> <p>なお、本議案の進行番号 2 番、3 番及び 5 番については、現地調査委員の報告のとおり、農用地利用計画の変更手続きを行わないまま、すでに事業着手又は農外利用をしていたものであります。</p> <p>お諮りします、議案第 54 号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について」は、異議なしと意見を決定するものの、「進行番号 2 番、3 番及び 5 番については、既に事前着手又は、農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう指導されたい。」と付すことにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 54 号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について」は異議なしと意見を決定するものの、「進行番号 2 番、3 番、5 番については、既に事前着手又は、農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう指導されたい。」と付して市長に提出することに決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第 5 報告第 14 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第 14 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」の報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第 6 報告第 15 号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>

議 長	<p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第 15 号「使用貸借権の合意解約について」の報告を終わります。</p> <p>日程第 7 報告第 16 号「農地の現状変更届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
議 長	<p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第 16 号「農地の現状変更届出について」の報告を終わります。</p> <p>日程第 8 報告第 17 号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
議 長	<p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第 17 号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」の報告を終わります。</p> <p>日程第 9 議案第 48 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>進行番号 2 番が 15 番 阿部 晃徳 委員 に関する案件、進行番号 4 番が 21 番 浅野 和宏 委員 に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に該当します。</p> <p>したがいまして、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」の進行番号 2 番、進行番号 4 番、及び「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、本議案の審議につきましては、「委員に関する案件」の進行</p>

<p>議 長</p>	<p>番号2番、進行番号4番、及び「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行うことに決定しました。</p> <p>はじめに、「委員に関する案件」の進行番号2番の審議に入ります。</p> <p>本案件は 15番 阿部 晃徳 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、 15番 阿部 晃徳 委員 の退席を求めます。</p> <p>《退席を確認》</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。 これより進行番号2番について質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p> <p>これで質疑を終わります。 これから議案第48号の「委員に関する案件」の進行番号2番について採決します。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第48号の「委員に関する案件」の進行番号2番については、申請のとおり許可することに決定しました。 15番 阿部 晃徳 委員 の入場を許可します。</p>
<p>議 長</p>	<p>《着席を確認》</p> <p>次に「委員に関する案件」の進行番号4番の審議に入ります。 本案件は 21番 浅野 和宏 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、 21番 浅野 和宏 委員 の退席を求めます。</p> <p>《退席を確認》</p>

<p>議 長</p>	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことになっておりましたが、地域との調和要件について支障等はないようですので、これより「委員に関する案件」の進行番号4番について質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから議案第48号の進行番号4番について採決します。</p> <p>本案は申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」の進行番号4番については、申請のとおり許可することに決定しました。</p> <p>21番 浅野 和宏 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p> <p>次に議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」の委員に関する以外の案件について審議に入ります。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、進行番号1番について、現地調査員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>14番 上野 栄公 委員。</p>
<p>14番委員</p>	<p>農地法第3条の進行番号1番については、別紙議案説明資料1ページから8ページに記載されているとおりです。</p>

	<p>申請内容は、遠田郡涌谷町に居住する譲受人が、登米市米山町中津山地内の農地を、登米市米山町に居住する譲渡人が労力不足により耕作できないとの要望から譲り受け、自己所有田と併せて耕作を行うものです。</p> <p>譲受人は、遠田郡涌谷町に 127 アールの農地を所有しており、今回取得する農地 51 アールと併せて営農を行うもので、一部基幹作業については作業委託し、地域と協力しながら耕作するとのことであり、許可については妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。 平成 29 年 10 月 25 日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 14 番 上 野 栄 公 委員 15 番 阿 部 晃 徳 委員 18 番 小野寺 義 幸 委員</p>
議 長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことになっておりましたが、支障等について発言をお願いします。ございませんか。</p> <p>《進行番号 3 番、5 番、6 番について支障なしの声を確認》</p>
議 長	<p>地域との調和要件について支障等はないようですので、これより一括で質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから議案第 48 号の委員に関する以外の案件を採決します。</p> <p>本案は申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 48 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の委員に関する以外の案件については、申請のとおり許可することに決定しました。</p>

議 長	<p>日程第 10 議案第 49 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」、日程第 11 議案第 50 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 先に第 1 分科会の報告をお願いいたします。 14 番 上野 栄公 委員。</p>
14 番委員	<p>農地法第 4 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 9 ページから 11 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号 2 番については、別紙議案説明資料 12 ページから 14 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に畜舎を整備するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、用途区分が農業用施設用地である農地に畜舎が整備されることから、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しましたが、既に畜舎が整備され、利用されていることから、この取り扱いについて各委員のご意見をお願いしたいと思います。</p> <p>農地法第 5 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 18 ページから 20 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号 2 番については、別紙議案説明資料 21 ページから 23 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、住宅が連たんしており、おおむね 500m 以内に鉄道の駅がある、第 2 種農地と判断され、転</p>

用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号3番については、別紙議案説明資料24ページから26ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号4番から5番については、別紙議案説明資料27ページから32ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号6番については、別紙議案説明資料33ページから35ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

平成29年10月25日

現地調査委員 14番 上野 栄 公 委員
15番 阿部 晃 徳 委員
18番 小野寺 義 幸 委員

議長

次に、第2分科会の報告をお願いいたします。

16番 門馬 一郎 委員。

16番委員

農地法第4条の進行番号3番については、別紙議案説明資料15ページから17ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地の盛土を行い、転用畑地として利用するため、一時転用を行うもので、農地区分としては、第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地で、第2種農地と判断され、一時転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号7番については、別紙議案説明資料36ページから38ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に境内地として駐車場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号8番については、別紙議案説明資料39ページから41ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあり、第1種農地と判断されますが、例外的に認められる、日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号9番については、別紙議案説明資料42ページから44ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、住宅地、事業用地の連たんに近接で10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号10番については、別紙議案説明資料45ページから47ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあり、第1種農地と判断されますが、例外的に認められる、日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号11番及び12番については、別紙議案説明資料48ページから50ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に下水道工事の資材置場として一時転用をするもので、農地区分としては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあり、第1種農地と判断されますが、例外的に認められるものであり、一時転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号13番については、別紙議案説明資料51ページから53ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

事務局	<p>進行番号3番については、現状変更による盛土を実施したが、6ヶ月を経過しても完了しないということから、現状変更を中断し、4条の一時転用申請を行うこととなった。</p> <p>この期間内に完了すれば完了報告を提出していただき、手続きは完了するものです。</p>
議長	<p>そのほかに質疑はありませんか。</p> <p>現地調査報告では、違反転用の形跡があったとのことですが、ご意見はありませんか。</p> <p>《顛末書の声あり》</p>
議長	<p>顛末書の声がありましたので、顛末書の提出を求めることといたします。</p> <p>これで議案第49号、議案第50号の質疑を終わります。</p> <p>これから議案第49号を採決します。</p> <p>本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第49号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事に送付するものの、進行番号2番については、既に利用状況が変更されていることから、顛末書を提出させることにいたします。</p> <p>次に、議案第50号を採決します。</p> <p>本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事に送付するものの、進行番号14番については、既に利用状況が変更されていることから、顛末書を提出させることにいたします。</p>

議 長	<p>日程第 12 議案第 45 号「非農地証明願について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>農地利用状況調査の結果に基づく非農地証明願については、調査時点において、担当農業委員が現地を確認し、非農地である旨の判断をしていることから、現地調査は実施しません。</p> <p>これより一括で質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。 これから議案第 51 号を採決します。 本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第 51 号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第 13 議案第 52 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>本案件については、所有権移転が 1 件、利用権設定が 75 件となっております。利用権設定の進行番号 68 番及び 69 番が 9 番 二階堂 紀一 委員に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に該当します。</p> <p>したがいまして、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、本議案の審議につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行うことに決定しました。</p> <p>はじめに、「委員に関する案件」についての審議に入ります。</p>

<p>議 長</p>	<p>本案件は 9 番 二階堂 紀一 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により、 9 番 二階堂 紀一 委員 の退席を求めます。</p> <p>《退席を確認》</p> <p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより議案第 52 号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 68 番及び 69 番について一括して質疑を行います。質疑はありますか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p> <p>これから議案第 52 号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 68 及び 69 番を採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 52 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の進行番号 68 及び 69 番は原案のとおり決定しました。</p> <p>9 番 二階堂 紀一 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
<p>議 長</p>	<p>次に議案第 52 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明 利用権設定進行番号 30 番まで》</p>
<p>議 長</p>	<p>途中ですが、暫時休憩いたします。</p> <p>《休 憩》</p>

議 長	再開します。引き続き説明願います。 《事務局説明 利用権設定進行番号 31 番から》
議 長	説明が終わりました。 これより一括で質疑を行います。 質疑はありませんか。 13 番 松野 秀郎 委員。
13 番委員	所有権移転の 1 番について、経営内容を見ると認定農家ではないような気がするが、どういったことから基盤強化法で売買を行っているのか。
事務局	所有権の移転を受ける方については、認定農業者となっております。
13 番委員	基盤強化法による売買、利用権設定については、認定農業者、認定就農者、認定された法人等となることから、その旨、議案書に記載できないものか。
事務局	基盤強化法による権利移動等の受け手については、認定農業者、あっせん候補者に限られ、その旨を確認しております。なお、議案書への資格掲載については、システム改修なども必要となりますので、検討事項とさせていただきます。
議 長	他に質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。 これから議案第 52 号の「委員に関する以外の案件」について採決します。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 52 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外の案件」については原案のとおり決定しました。
議 長	日程第 14 議案第 53 号「買受適格証明願について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議 長	説明が終わりました。 なお、地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確

<p>議 長</p>	<p>認していただくことにしております。</p> <p>《支障なしの声を確認》</p> <p>地域との調和要件について、支障等はないようですので、これより議案第 53 号について質疑を行ないます。 質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
<p>議 長</p>	<p>これで質疑を終わります。 これから議案第 53 号を採決します。 本案は願出のとおり証明することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 53 号「買受適格証明願について」は、願出のとおり証明することに決定しました。</p>
<p>事務局</p>	<p>先ほどの、道路法 24 条と 32 条の関係ですが、24 条については、道路で工事を行ってよいか承認を受けるもので、通路を作るために道路上の縁石を撤去するなど、32 条については占用許可で、道路敷地などを借り受ける場合などで、占用料が発生する場合があります。</p> <p>これで、本日の日程は、すべて終了しました。 会議を閉じます。平成 29 年度第 7 回登米市農業委員会総会を閉会します。</p>

上記のとおり、相違ないことを証明する。

平成 29 年 10 月 25 日

議 長(会長) 高橋 清範

議事録署名人 7 番 佐々木 まき子

議事録署名人 8 番 阿部 静男